



環境への負荷の少ない生活・事業活動

1 環境への負荷の少ない生活・事業活動の現況と課題

今日の環境問題は、通常の事業活動や私たちの日常生活と深く結びついており、その解決のためには、一人ひとりが環境問題を自らの問題として捉え、環境への負荷の少ない生活や事業活動を実践していくことが必要です。

■ 環境への負荷の少ない生活

県内には、自然保護やリサイクル、省エネルギーなど、環境の保全と創造に関する活動を行っている市民団体やNPOが約361団体（平成19年8月現在）あり、さまざまな取組が行われています。各家庭でのライフスタイルの転換となると、むずかしいように感じますが、環境の現況に関する情報提供や、環境教育・学習の充実強化、環境に配慮した具体的な行動の誘発策などにより、少しずつですが、具体的な行動が広がっています。

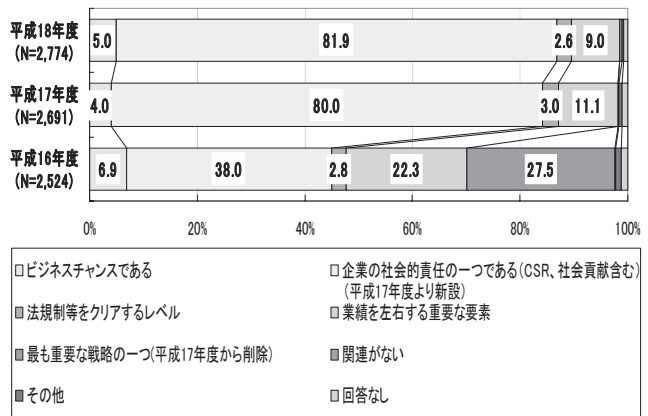
■ 環境への負荷の少ない事業活動

企業においては、近年、輸出産業や大規模事業者を中心に、環境への負荷を低減させるための自主的な取組が進んでおり、ISO14001の認証取得や環境報告書、環境会計の取組等が拡大しつつありますが、厳しい経済情勢の中、中小企業などへの浸透はまだ十分とはいえません。県としては、今後ISO14001などの環境マネジメントシステムの普及に向けた研修会の開催や情報提供などの支援など、企業の自主的な環境配慮活動の促進に向けた取組をさらに進めていく必要があります。

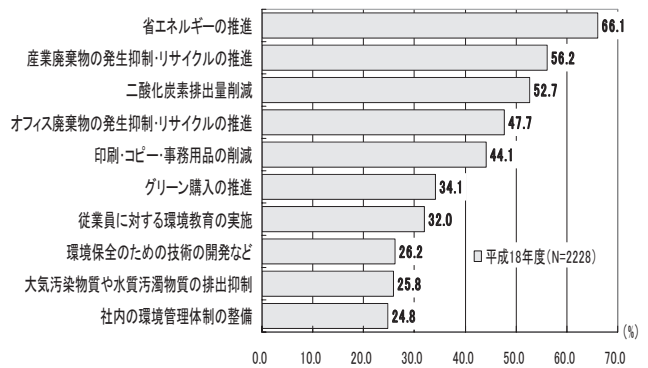
また、第一次産業においても、近年、環境保全型農業や、家畜排せつ物や食品廃棄物等の堆肥化、低利用水産物の有効利用などの取組がはじめられています。今後は、生産者や消費者の理解を進めながら、広く普及促進していくことが必要です。

▶ 図2-9-1 平成18年度 環境にやさしい企業行動調査結果

● 環境への取組と企業活動のあり方



● 設定している環境に関する目標 (上位10項目複数回答)



〈出典：環境省「平成18年度 環境にやさしい企業行動調査結果」〉

2 環境への負荷の少ない生活・事業活動に関する県の取組

① ライフスタイルの転換 [環境計画課]

■ 環境にやさしいくらしの推進

環境にやさしいライフスタイル実践のための消費者向けの手引書「環境にやさしいくらし実践マニュアル普及版」(改訂版)や、環境にやさしいくらしについて、県民への普及・啓発を一層図る県民向けリーフレット「ライフスタイルを見直そう」を希望者へ配付しました。

また、身近な生活の中から“環境にやさしいくらし”をテーマに、一人ひとりが自らの工夫と責任で環境配慮活動の実践につながる「環境にやさしいくらし自由研究・実践レポートコンクール」を実施しました。平成18年度は91点の応募があり、いずれの作品も、温室効果ガスの削減や家庭ごみの問題、リサイクル、省エネ生活の実践など、環境にやさしいくらしについて身近なところから考えた作品で、優秀な作品について知事表彰を行い、入賞作品集を県内各校に配布し、周知しました。

さらに、横浜市及び川崎市をはじめとした県内のすべての自治体と連携し、地球温暖化対策の一環として、電力消費がピークとなる夏季の省エネルギー対策を進めるため、6月21日(夏至)から9月23日(秋分の日)までの間、「冷房温度28℃の設定」「軽装での執務」等の夏らしいライフスタイルを提案し、実践に取り組みました。また、この趣旨について、県内の経済団体や消費者団体、各地域協議会などの皆様にも賛同していただき、できることから実践してもらうよう呼びかけを行いました。

こうした様々な取組によって、県民の皆様の間で地球温暖化対策の必要性について認識は着実に広まっていますが、日常生活において具体的な実践行動に結びつけていくためには、今後も、身近なところから一人ひとりが実践していくことを促す普及啓発を続けていく必要があります。

■ 環境にやさしい買い物キャンペーン

県民一人ひとりが、毎日の買い物を通して地球環境問題や廃棄物問題などの環境問題を考え、ライフスタイルを見直し、「環境にやさしいくらし」を始めるきっかけとすることを目的として、県内企業、販売店等とともに開催しました。

環境にやさしい買い物キャンペーン

開催期間：平成18年10月～11月	約35日間
参加店舗数：商店街等（事業所含む）	38,867店
スーパー等	207店
百貨店、専門店	15店
コンビニエンスストア等	2,940店
計	42,029店

内容：特設コーナーの設置、売り場スペースの拡大、買い物バッグの利用促進、簡易包装の推進、ポスターの掲示

イベントの開催（県内3箇所で開催パンフレット・チラシの配布、環境配慮商品の展示）



このポスターを参加店舗に掲示しました



「環境にやさしい買い物」
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/iso/41/camp/camp.htm>

■ 県の事業者・消費者としての取組

県では、これまでも再生紙を率先して使用したり、公共工事において再生資材を積極的に利用するなど、全国に先駆けて取組を進めてきました。それらの取組を包括し、拡大するため平成13年に物品やサービスを購入する際の環境配慮に関する原則として「神奈川県グリーン購入基本方針」を策定し取り組んでいます。

グリーン購入とは、物品やサービスを購入する際にその必要性を考えるとともに、価格や品質だけでなく、環境への負荷ができるだけ小さいものを優先的に購入することであり、環境保全型の市場を拡大し、物やサービスを提供する企業に環境負荷の少ない物品の開発や環境に配慮した経営努力を促すことになるため、循環型社会において重要な鍵を握っています。県の事業者・消費者としての経済活動や環境に与える影響は大きいことから、県が物品やサービスを購入する際には、次の3点を考慮するとともにグリーン購入の原則に基づき対応することとしています。

- 【グリーン調達】 環境に配慮した物品やサービスを購入する
- 【グリーン配送等】 購入に伴う活動の環境影響に配慮する
- 【グリーン入札】 環境に配慮している企業から物品やサービスを購入する

また、県が委託する清掃や食堂業務等については、「サービスを購入する際のグリーン調達の基準」を策定し、委託契約の際に仕様書等に入れるべき環境配慮の内容を定めています。

▶ 表2-9-1 グリーン購入の原則<グリーン購入ネットワークより>

①環境や人の健康に影響を与えるような物質の使用や排出が削減されていること。	⑤再使用が可能であること。
②資源やエネルギーの消費が少ないこと。	⑥リサイクルが可能であること。
③再生可能な天然資源は持続可能に利用していること。	⑦再生材料や再使用部品を用いていること。
④長期間の使用ができること。	⑧廃棄される時に適正な処理・処分が容易なこと。

2 環境への負荷の少ない事業活動の促進

■ 中小企業に対する金融支援 [金融課]

中小企業者あるいは協同組合等が公害防止のための施設や産業廃棄物処理施設の設置・改善、NOx対策や土壌汚染対策の実施、ISO14000シリーズの導入等に必要な資金を融資する神奈川県中小企業制度融資により、公害対策等の促進を図っています。

▶ 表2-9-2 対象となる神奈川県中小企業制度融資

資金名	フロンティア資金（地域環境保全対策）
融資限度額	中小企業者 8,000万円 （産業廃棄物処理施設の整備を行う中小企業者等については2億円） 協同組合等 1億2,000万円
融資利率	年利2.1%以内（平成19年4月現在）
融資返済期間	10年（運転7年）以内

▶ 表2-9-3 融資実績の推移

年度	件数	金額
14年度	11	439,200千円
15年度	7	203,520千円
16年度	12	569,770千円
17年度	17	316,910千円
18年度	24	307,610千円



「中小企業制度融資」
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/kinyu/yusi/index.html>

■ ISO14001審査登録の普及促進【産業技術センター】

県産業技術センターが、ISO14001の審査登録で得たノウハウを生かし、県内中小企業の審査登録を支援するため、セミナー等を開催しました。また、審査登録や審査登録後の環境マネジメントシステム（EMS）の運用管理の仕方等を支援するため、相談を承っています。なお、審査登録セミナーについては、ISO14001の普及が進み、関連資料等が公開されるようになったため、センターとしての先導的な役割は果たしたと判断し、平成18年度で終了しました。

▶ 表2-9-4 審査登録セミナー参加事業所数

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
参加新規事業所数	38	58	45	42	14



■ 環境ビジネスの振興【産業活性課、京浜臨海部活性推進課】

環境関連分野において、企業・大学・研究機関のマッチング（引き合わせ）や研究成果の早期事業化の促進を図っています。

また、京浜臨海部においては、先進的な環境技術を持つ多くの企業が立地し、環境ビジネスの展開に向けた下地があることから、エコ産業の創出や環境配慮型ビジネスへの転換などを支援しています。

平成18年度は、都市型のバイオマス資源である食品廃棄物を活用したエネルギーの利用モデルについて検討などを行ったほか、民間企業を中心とする「エコ産業創出協議会」に参加し新事業の創出に向けた取組を支援しました。

3 環境と調和した農林水産業の推進

■ 環境保全型農業の推進【農業振興課】

県では、環境と調和する農業を推進するため、平成9年に環境保全型農業推進基本方針を策定し、平成8年を基準年として平成18年までに化学肥料・化学農薬の使用量を30%削減することを目標に掲げ、市町村単位の推進方針の策定を進めるとともに、環境保全型の新農法に取り組む先駆的な地域に対して、技術的な支援を行うことにより、環境保全型農業の定着を図ってきました。また、平成19年4月には、より一層の実践者の拡大を図るために本方針を改訂し、引き続き環境保全型農業を推進しています。

農業が持つ自然循環機能を維持し、環境と調和の取れた農業生産を行うためには、家畜排せつ物、食品廃棄物等の有機性資源を堆肥として有効利用するとともに、環境への負荷を最小限に抑えた合理的な施肥を行うことが重要です。県では、県内の未利用資源発生量、未利用資源利用量の現状等を明らかにし、地域で発生する有機物を主体とした土づくりを推進するとともに、改訂版「神奈川県作物別施肥基準」を策定して堆肥に含まれる窒素成分を考慮した作物別の施肥量を示し、土壌診断に基づく適正な施肥指導を行っています。

そのほか、「環境にやさしい農業を進める宣言」をした生産者団体と知事とが協定を結ぶ制度を設けるなど、農業者への意識啓発を図っています。また、あわせてエコファーマー制度（次ページコラム参照）を推進しています。

一方、環境保全型農業を推進するためには、生産者だけでなく、県民、消費者の理解促進が重要であることから、今後は、流通・消費段階におけるPR活動等を充実させていく必要があります。

▶ 表2-9-5 バイオマスの発生と利用の目標

	平成15年度(現状)	平成22年度(目標)
バイオマス発生量	1,830,000t*	1,706,000t*
バイオマス利用量	573,700t*	647,200t*
バイオマスによる たい肥等生産計画	270,000t	305,000t

〈神奈川県バイオマス利活用計画より〉


*有機物量ベース（湿潤重量）

*バイオマス：「バイオマス」とは動植物から生まれた再生可能な有機性資源です。代表的なものに家畜排せつ物や生ごみ、木くず、もみがらなどがあります。

▶ 表2-9-6 環境保全型農業推進に係る協定締結団体数エコファーマー数

() 内は延べ数

	平成12年度	平成13年度	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
協定締結団体	7団体 (11団体)	6団体 (17団体)	2団体 (19団体)	12団体 (31団体)	5団体 (36団体)	9団体 (45団体)	4団体 (49団体)
エコファーマー	-	8名	9名 (17名)	32名 (49名)	49名 (98名)	21名 (119名)	10名 (129名)



「環境にやさしい農業をめざして(農業振興課)」
<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/nogyosinko/ainou/kankyoku.htm>

コラム 「エコファーマー」

エコファーマーとは

国では、環境にやさしい農業を進めるため、平成11年に「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(持続農業法)」をつくりました。

この法律は堆肥等による土づくりと化学肥料、化学農薬の使用の低減を一体的に行う生産方式を導入しようとする農業者に対し、支援を行うというものです。

この法律に基づいて、知事の認定を受けた農業者の方が「エコファーマー」と呼ばれます。

エコファーマーになると

知事の認定を受けた農業者の方は、生産物の箱等に「エコファーマー」の名称が使えます。認定期間は5年間です。このほか、農業改良資金の貸付に関する特例が受けられます。



「エコファーマー(農業振興課)」 <http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/nogyosinko/ainou/eco.htm>
 「エコファーマー(農林水産省)」 <http://www.maff.go.jp/eco.htm>

■ 畜産環境保全対策の推進【畜産課】

畜産農業者が整備する家畜排せつ物処理施設・機械等に対し、助成を行い、家畜排せつ物の適正な管理を推進するとともに資源リサイクルを図っています。処理施設等で生産された家畜ふん堆肥は農地に還元され、地力を向上させる資材として有効に利用されています。

▶ 表2-9-7 家畜ふん尿処理施設等による堆肥化の状況

	総家畜ふん量 (t)	堆肥化仕向け量 (t)	家畜ふん堆肥化率 (%)
平成10年度	493,684	322,451	65%
平成17年度	363,384	307,232	85%
平成18年度	351,015	315,952	90%

■ 低利用水産物の有効利用の推進【水産課】

相模湾や東京湾の沿岸で漁獲されるカタクチイワシなど食用として流通に乗りにくい魚介類の有効利用が課題となっています。

平成18年度は、利用されにくいカジキや小型のサバなどを用いて加工品等を製品化するとともに、カタクチイワシのすり身化のための処理技術開発の検討を行いました。

■ 森林資源有効活用の推進【森林課】

神奈川の森林を恵み豊かなものとして再生していくために、木を使って森林を育てるという「森林循環」の仕組みを取り戻すことが大切です。そこで、間伐材の搬出支援などによる木材の安定供給、高品質な県産木材（製材品）の生産体制の強化による製材品の安定供給、さらには、学校などの公共施設における県産木材利用への支援や住宅生産者との連携強化による県産木材の需要拡大に取り組んでいます。また、県民の皆様に対し、森林資源を有効に利用することが森林の持続的な保全につながることへの理解を促すための普及活動を行っています。



秦野市 秦野市表丹沢野外活動センター

■ 地産地消の取組【農業振興課、水産課】

本県では、地域の特産物をはじめ、新鮮で安全・安心な農林水産物を、地域の県民に提供していく地産地消の推進のための一つの方策として、市場出荷が難しい中小規模農家等も参加できる直売施設や地場産の漁獲物の迅速な選別・出荷による鮮度向上を目的とした施設の整備への支援を行っています。

平成18年度は、平成19年度以降に整備を予定している農業関係団体と整備に向けた検討を行うとともに、藤沢市片瀬漁港内の水産物鮮度保持施設の整備に対して支援しました。

また、生産者と消費者の交流を目的とした各種イベントを実施するほか、農協などの生産者団体と協働し、地域の優れた農林水産物などを「かながわブランド」として消費者にわかりやすくPRするとともに、かながわブランド品をはじめとした県農林水産物の普及啓発・消費拡大を図るため県農林水産物の取扱いに意欲的な量販店、飲食店などの店舗に「かながわブランドサポート店」として登録していただく取組などを進めています。

さらに、漁業に対する理解と魚食の普及を図るために、小田原市や藤沢市などでワカメ刈り等の漁業体験や地場産の魚介類を用いた料理教室を内容とした魚食普及交流会を開催しました。

■ 農地の保全による多面的機能の発揮【農地課】

耕作放棄地を県が借り受け、企業を退職した中高年者等に、栽培研修付き農園として広い面積を貸し出し、健康増進や生きがいの場を提供する「中高年ホームファーマー事業」を実施し、平成18年度は294名が利用しました。

また、中山間地域などにおいて、農業生産の維持を通じて多面的機能の確保を図るため、秦野市ほか3町において、「中山間地域等農業活性化支援事業」として、耕作放棄地の発生抑制などを内容とした集落協定に基づく地域ぐるみの取組に対し助成しました。



農業研修を受ける研修生



集落活動による地域農産物の加工・販売



「中高年ホームファーマー事業」：<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/noti/farmer/hyousi.htm>

「中山間地域等農業活性化支援事業」：<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/noti/koukai/jikabara1.htm>